

秋田県知事登録 不動産鑑定業の廃業等の届出

秋田県知事登録の不動産鑑定業者が、次のいずれかの事項に該当する場合、その日から30日以内に、秋田県知事にその旨を届け出する必要があります。

【届出事由・届出者】

	届出事由	届出者
1	不動産鑑定業を廃止したとき	不動産鑑定業者であった個人または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員
2	死亡したとき	相続人
3	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
4	法人が合併により解散したとき	法人を代表する役員であったもの
5	法人が破産手続開始の決定または合併以外の理由により解散したとき	清算人
6	法第25条第1号から3号まで、第6号または第7号に該当するに至ったとき	不動産鑑定業者

【提出書類】

「廃業届等届出書」に加えて、届出事由を確認できる添付書類が必要になる場合があります。

	届出事由	添付書類
1	不動産鑑定業を廃止したとき	不要
2	死亡したとき	死亡の事実および相続人が確認できる戸籍謄本
3	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	裁判所が破産管財人に交付する、その選任を証する書面
4	法人が合併により解散したとき	合併の事実が確認できる商業登記簿の閉鎖事項全部証明書
5	法人が破産手続開始の決定または合併以外の理由により解散したとき	解散の事実および清算人が確認できる商業登記簿の閉鎖事項全部証明書
6	法第25条第1号から3号まで、第6号または第7号に該当するに至ったとき	不要

【手数料】

なし

【提出方法】

届出事由の生じた日(死亡の場合、その事実を知った日)から30日以内に、正本1部を窓口までご提出ください。(郵送・電子データ可)

【提出先】

窓口：秋田県庁6階 秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

TEL：018-860-2421(直通) FAX：018-860-3800

E-mail：kanrikik@pref.akita.lg.jp

住所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号